

# 関電側裁判官忌避訴え

## 高浜差し止め月内にも判断

福井地裁

県内や京都府などの住民ら九人が、関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）と大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止めを求めた仮処分申し立ての第二回審尋が十一日、福井地裁であり、高浜原発に関する申し立ては結審した。関電

側の代理人は、樋口英明裁判長ら裁判官二人を担当から変えるよう忌避を申し立てた。大飯原発3、4号機については五月二十日に第三回審尋が開かれる。関連⑩面

住民側の弁護士によると、樋口裁判長は原子力規制委員会が高浜原発3、4号機が新規制基準に適合している、と判断したことを理由に「機は熟した。決定を出す」と述べた。今後、裁判所は忌避の是非を検討した上で、高浜原発分については、早ければ三月中にも決定を出すと思われる。樋口

裁判長は昨年五月、大飯原発3、4号機の運転差し止め訴訟で、住民側勝訴の判決を言い渡しており、住民側はこの判決を引用して、原発の危険性を訴えていた。一方、関電側は原発の安全性を訴えるとともに、同判決の問題点を指摘。実質的には昨年五月の判決の是非が争点だった。

関電側はこの日の審尋で、使用済み核燃料プールの安全性を主張する専門家の意見書を提出する意向を伝えていたが、認められなかった。関電側の担当者は「高浜3、4号機の安全性について、議論が尽くされないまま終結したことは遺憾。裁判所には専門的知見などを踏まえた公正な判断をいただきたい」と話した。

# 九条が長寿を支える世界にも

中島 憲明(67) 岐阜県可児市

〈金子兜太 憲法九条のおかげで、戦後七十年、他國の人を殺さず、世界一の長寿を享受させてもらった。〉この素晴らしい精神」と作者は言う。

2015.3.12

# 「運転認めないはず」

## 高浜・大飯差し止めの 仮処分審尋 住民側期待の声

福井地裁で十一日に行われた関西電力高浜原発3、4号機(高浜町)と大飯原発3、4号機(おおい町)の差し止めを求める仮処分審尋後、住民側は福井市大手二丁目の県教育センターで会見を開いた。「原発を運転させないようにつけてくれるはず」。高浜原発の審尋を結審した樋口英明裁判長への期待の声が上がった。▶▶面参照

関電側は審尋の継続を求めたが、樋口裁判長は「機は熟した」と退けた。関電の要求を認めた場合、議論が半年以上長引く可能性があったという。住民側は再稼働前の仮処分決定を求めている。井戸謙一弁護士は「樋口裁判長が」住民側の思いに添えるために自分の責任で判断しようとしたのだ」と評価する。

住民側の弁護士によると、今回の日程を指定したのは樋口裁判長。「東日本大震災大震災から四年目の日に結審し、大変うれしい。良い決定を聞けるはず」と期待する声が多かった。高浜原発だけ早期に結審したことに、河合弘之弁護士は「高浜原発の再稼働が迫り、保全の必要性が高まったことを樋口裁判長が明



記者会見する河合弘之・弁護士共同代表(右から3人目)ら=福井市の県教育センターで

示した。我々の申し立てを「い」と運転差し止めの決定却下する理由が思い付かない」を確信している。

## 忌避の理由書を 3日内提出必要

大飯原発3、4号機と高浜原発3、4号機の運転差し止めを求めた仮処分申し立ての審尋では、関電側が三人の裁判官を担当から外すよう求める忌避を申し立てた。訴訟指揮を不服として申し立てたとみられ、三日以内に忌避の理由書を提出することが必要。理由書が出されれば、今回の審尋を担当する樋口英明裁判長が自分で判断するか、地裁刑事部の裁判長らが忌避の是非を判断する。

判例では、忌避が認められたのは限られ、ほとんどの申し立ては却下されている。原告側弁護士は、今回も却下されるとみている。